



島本町事業者応援商品券事業特定事業者（登録店舗） 募集要項

島本町では、新型コロナウイルス感染症により売上が減少している事業所を応援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、全世帯に、町内の登録店舗で使用できる「Withコロナみづまるくん事業者応援商品券（ウィズまる券）」を発行します。

つきましては、島本町内において、同商品券を取り扱う特定事業者（登録店舗）を次の要項により募集します。

1 商品券事業の概要

発行主体	島本町（店舗登録事務は島本町商工会に委託、換金等事務は民間事業者に委託）
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 500円券×8枚（4千円相当）のセット（A4用紙1枚に印刷されている） 内訳：地元再発見 500円×4枚、一般券 500円×4枚（詳細は2 登録資格を参照） ● 全世帯に配布（1人につき4,000円）
実施期間	登録店舗の募集 7月17日～ 8月14日（島本町商工会で受付） 商品券の配布 10月 1日ごろ～ 商品券の使用 10月 1日～令和3年2月28日（町内の登録店舗で使用） 商品券の換金受付 11月 1日～令和3年3月10日（ふれあいセンターで受付）

2 登録資格

- 島本町内に店舗・事業所等を有する法人・個人事業主または、島本町内で営業実体のある個人事業主（店舗を持たないフリーランス等を含む）で、新しい生活様式を实践する事業者。

登録事業者を下記のA・B区分に分類し、商品券の使用を制限します。

A：店舗面積500㎡以上（駐車場除く）の店舗及びコンビニエンスストア

B：A以外のすべての店舗・個人事業主

A区分の事業者は、一般券（青）のみが使用可能。

B区分の事業者は、地元再発見（赤）と一般券（青）両方が使用可能。

※ただし、次に該当する事業者は除きます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条1号に掲げる暴力団、同2条に掲げる暴力団員、同3条に掲げる暴力団密接関係者と認められるもの ②町税を滞納しているもの ③所轄税務署に開業届を提出していないもの ④特定の宗教又は政治団体と関わるもの ⑤公序良俗に反する営業を行うもの ⑥その他町長が不相当と認める営業を行うもの |
|---|

- なお、次の品目は、商品券の利用対象外となりますので留意願います。

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④国税、地方税や使用料などの公租公課及び電気、ガス、水道料金等の公共料金
- ⑤医療保険や介護保険等の公的保険制度の一部負担金
- ⑥その他町長が不相当と認めるもの

- 新しい生活様式に具体的な要件は求めませんが、下記の例を参考に、何らかの感染拡大防止に向けた対策を実践していることをお客様などに対し説明できるようにしておくことが必要です。業種ごとに示されているガイドラインを参考にしてください。

(例) 3密対策、従業員のマスク着用、アルコール消毒液の設置、店内の換気、国のコロナ追跡システムの導入など。なお、店舗登録ステッカーに「新しい生活様式実施店」と記載しますので、ご留意願います。

3 登録手続き

- 持参・郵送・メールにより、島本町商工会に「島本町事業者応援商品券事業特定事業者登録申込書」を提出してください。

➤ 登録申込期間 令和2年7月17日（金）～8月14日（金）

※申込期間経過後も受付を行います。商品券配布時に同封する登録店舗リストには掲載できません。

- 商工会ホームページにて掲載する登録店舗一覧に、写真（店舗の外観や商品）を掲載することができます。写真を掲載希望する事業所は、商工会のメールアドレスに写真のデータを送付願います。（写真の容量は1MB以下に限る。）データで送信できない場合は、写真原本を郵送願います。（写真の返却は不可。また、写真の画質は悪くなる可能性があります。）なお、写真の表示サイズは、ホームページの容量を考慮し、こちらでサイズ変更させていただきます。
- 登録申込み後、登録資格の確認等を行ったうえで、登録を行い、登録店舗ステッカー等を送付します。

4 商品券の取扱い

- 商品券は、額面500円券がA4用紙に8枚印刷されており、ミシン目で切り取って使用することとなっています。地元再発見（赤）が4枚、一般券（青）が4枚となっています。
- 登録店舗は、商品券を持参した利用者に対して、令和2年10月1日～令和3年2月28日に限り、券面記載額に相当する物品の販売やサービスの提供等を行います。
- 消費者の商品券の利用限度額は、設けないものとします。
- 現金との交換・両替はできません。
- お釣りは渡さないでください。
- 金券類（商品券、ビール券、図書券等）、プリペイドカードなどの換金性の高いもの、電子マネーのチャージ及び宝くじ等の取引には利用できません。（利用対象外商品を参照）

- 受領した商品券は、再流通を防ぐため、速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください（ゴム印可）。（既に裏面に店舗名が記載されている商品券は受取りを拒否してください。また、店舗名の記載のない商品券は、換金請求時に受付できません。）
- 島本町以外が発行した商品券の取扱はできません。
- 商品券の色合いや材質が違うなど、明らかに偽造等が疑われる場合には、受取りを拒否するとともに、警察または役場に連絡してください。
- 受領した商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理してください。
- 商品券の譲渡、売買、交換は禁止します。
- 盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して、発行者（島本町）は責任を負いません。
- 破損した商品券は、商品券番号が確認でき、かつ「島本町事業者応援商品券」と確認できるものは取扱い可とします。

5 商品券の換金請求

- 登録店舗は、令和2年11月1日～令和3年3月10日の期間に、島本町ふれあいセンター1階受付（島本町桜井3-4-1）に設置する商品券換金窓口「使用済商品券」と「請求書」を提出し、換金請求を行ってください。
 - ▶ 請求様式、受付日時など詳細は、登録店舗ステッカーの送付時にお知らせします。（商工会ホームページにも掲載予定）
 - ▶ 期限を過ぎての換金請求はできません。
 - ▶ 他の登録店舗の換金請求を代行することはできません。
- 請求額、使用済商品券の枚数を確認のうえ、登録申込時に指定した口座に金額を振り込みます。
 - ▶ 受付日は毎月10・20・30日、振込日は毎月10・20・30日を予定
（例：11月10日までに受け付けた請求分を11月20日に振込）
※カレンダーの状況、受付状況等により、振込日がずれることがあります。
 - ▶ 商品券の換金請求にあたり、振込手数料等の負担はございません。
- A区分の事業所による地元再発見（赤）のチケットの換金はいりません。お客様が間違っ支払時に提出した場合は、A区分の店舗では地元再発見（赤）のチケットを使用することができない旨ご説明願います。

6 登録の取り消し等

- 本要項に違反する行為が認められた場合、申請内容に虚偽・不備等があった場合は、換金の拒否や店舗登録の取消を行うことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は、賠償請求を行うことがあります。

7 その他の留意事項

- 登録店舗は、配布する登録店舗ステッカー等を、登録店舗であることが明確となるよう、見やすくわかりやすい場所に掲示してください。
- 店舗の登録情報に変更があった場合は、速やかに商工会まで連絡してください。
- その他、島本町からの指示を遵守してください。

＜問い合わせ・提出先＞

<p>店舗登録募集について の問合せ <u>登録申込書の提出先</u></p>	<p>島本町商工会 商品券店舗登録係</p> <p>住所 : 〒618-0021 島本町百山4番1号 電話 : 075-962-5112 FAX : 075-962-0230 メールアドレス : shimasyo@silver.ocn.ne.jp ※受付日時 月～金曜日の9時～17時（祝日除く）</p>
<p>その他商品券について の問合せ</p>	<p>島本町役場 にぎわい創造課</p> <p>住所 : 〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号 (役場2階) 電話 : 075-962-2846 FAX : 075-961-6298 ※受付日時 月～金曜日の9時～17時30分（祝日除く）</p>

※ 換金請求の問い合わせ先や窓口については、登録ステッカー送付時に同封する取扱要項に記載
します。